

幼児教育・保育の無償化に関するFAQ【2019年9月13日版】【新規問】

No.	事項	問	答	備考
3-15	預かり保育事業の確認	幼稚園等の利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる際の要件である預かり保育事業の提供が「十分な水準ではない」とも公示する必要がありますか。	幼稚園等が行う預かり保育事業が「十分な水準ではない」とする要件は、①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が8時間未満もしくは、②年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満のいずれかに該当する場合であり、法施行規則第53条の6で定められている特定子ども・子育て支援施設等であることを公示する事項には、預かり保育事業の十分な水準を満たしているか否かの別も含まれています。 なお、この要件は、年度開始前に予定している年間計画で判断していただくことになります。このため、年間計画の変更により年度開始前の段階で見直すことが必要な場合に、市町村は幼稚園等から、例えば法第30条の3で準用する第14条第1項に基づき確認申請書の別紙(確認参考様式その3(預かり保育))を提出させることなどにより預かり保育事業の実施状況(予定)を確認するようお願いいたします。 また、十分な水準を満たしているか否かについては、預かり保育事業として特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けない施設においても判断する必要があることに留意が必要です。	新規
3-16	預かり保育事業の確認	預かり保育事業について、無償化に伴う利用者数増を抑制する目的などから確認申請を行わない幼稚園等がありますが、市町村としてどのように対処すれば良いですか。	特定子ども・子育て支援施設等の確認申請書を提出しない預かり保育事業は、施設等利用費の給付対象外となり、当該預かり保育事業を認定保護者が利用しても施設等利用給付を受けることができず、認定保護者が利用料を全額自己負担することになります。 特定子ども・子育て支援施設等の確認は、施設又は事業を行う者が申請することとされており(法施行規則第53条の2)、確認を受けたか否かで当該施設等を利用する認定保護者が受けられる施設等利用費の給付額に影響が及ぶことから、施設等の所在市町村においては、幼児教育・保育の無償化制度の趣旨を当該施設等へ丁寧に説明し、確認を受けるよう促してください。 それでもなお確認を受けない預かり保育事業がある場合には、保護者が施設等利用費の対象外の施設等であることを知らずに利用することにならないよう、保護者に対し、特定子ども・子育て支援施設等の一覧を配布する、あるいは公示内容が確認できるHPを紹介するとともに、確認を受けていない施設等を利用した場合の利用料は、全額自己負担となることを合わせて周知してください。 なお、幼稚園等が預かり保育事業の確認申請を行わない場合でも、預かり保育事業の開業時間等によっては、当該園を利用する施設等利用給付2・3号認定者が利用する認可外保育施設等が無償化の対象となる場合があるので、市町村は幼稚園等に対して、例えば園が示す確認参考様式その3(預かり保育)を提出させることなどによって預かり保育事業を実施状況を把握するようお願いいたします。	新規
4-32	児童養護施設の入所児童に係る認定等	児童養護施設に入所し、新制度未移行の幼稚園に通園する児童について、児童入所施設措置費等国庫負担金の幼稚園費の扱いや施設等利用給付認定はどのようになりますか。	現行の幼稚園費については、就園奨励費を除いた額を支給するとされているところですが、就園奨励費が廃止される令和元年10月以降は、施設等利用費を除いた額を支給することと改正される予定です。 つまり、施設等利用費の給付額を超えた分が措置されることとなります。 施設等利用給付認定については、現行の教育・保育給付認定と同様に、施設長が認定保護者となり、施設の所在市町村へ認定申請を行い認定市町村において当該児童に係る施設等利用費の給付を行うこととなります。	新規
5-4	特定子ども・子育て支援提供証明書	特定子ども・子育て支援施設等で発行される、領収証と提供証明書は一つの様式にまとめることは可能でしょうか。	様式を兼ねることは差し支えありません。 なお、「領収証」と「提供証明書」という言葉は施行規則に定められているものなので、使用することが望ましいと考えます。	新規
5-7	前払いの利用料	利用料が前払い制の施設・事業を利用する場合、令和元年9月に支払った同年10月分の保育料は無償化の対象としていいですか。	令和元年10月の無償化の制度開始前に利用料を支払った場合でも同年10月分の利用料である領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書が発行されている場合は無償化の対象となります。	新規
5-26	未移行幼稚園の算定方法(その他)	新制度未移行幼稚園の利用者が月の途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合、施設等利用費の算定上、幼稚園に対して支払うべき利用料(入園料・保育料)はどのように計算するべきでしょうか。	転出先での支給認定の日以降は転出先の市町村が、転出以前は転出元の市町村が施設等利用費を支給することになります。 その際、月額上限額は、転出元の市町村では、月額上限額×転出日までのその月の開所日数÷その月の開所日数、転出先の市町村では、月額上限額×認定起算日以降のその月の開所日数÷その月の開所日数となります。 施設等利用費の算定上、幼稚園が認定保護者から徴収する利用料(入園料・保育料)については、月途中で入退所する場合と異なり、日割り計算が必要となることに留意が必要です。具体的には、転出元の市町村では、月額利用料(入園料の月額換算額を含む。以下同じ。)×転出日までのその月の開所日数÷その月の開所日数、転出先の市町村では、月額利用料×認定起算日以降のその月の開所日数÷その月の開所日数となります。	新規

5-30	日割り計算	認可外保育施設や一時預かり事業等については、「月途中で認定期間が終了する又は開始される場合」か「市町村間の転出入の場合」に月額上限額を日割り計算するとありますが、例えば、一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)を利用している施設等利用給付第3号認定の2歳児が、月途中で3歳の誕生日を迎え、新制度未移行幼稚園に入園した上で預かり保育事業を利用した場合、満3歳に達する日以後最初の3月31日までは認定が継続していますが、新制度未移行幼稚園に月途中で入園していることから、新制度未移行幼稚園だけでなく、一時預かり事業についても月額上限額を日割り計算する必要がありますか。	御質問のケースの場合、一時預かり事業の月額上限額(4.2万円)も日割り計算が必要です。具体的には、「4.2万円×入園日前日までのその月の日数÷その月の日数(10円未満の端数切捨て)」が一時預かり事業の月額上限額となります。 なお、新制度未移行幼稚園の利用料(入園料・保育料)については、2.57万円×入園日以降のその月の開所日数÷その月の開所日数、預かり保育事業については、450円×入園日以降のその月の利用日数(さらに認可外保育施設等が利用可能な場合は、1.63万円×入園日以降のその月の日数÷その月の日数- (450円×入園日以降のその月の利用日数))となります。	新規
5-31	日割り計算	事業者の手落ちで確認申請が遅れた場合、効力は遡及できますか。月途中で確認申請がなされた場合は、日割りで施設等利用給付を支給するのでしょうか。	確認の効力は申請日より前に遡及することはできませんが、認可外保育施設については、届出日の1月前まで遡及可能です。また、月途中で確認申請を行った場合は日割計算を行っていただくことになります。	新規
6-7	特定教育・保育施設と未移行幼稚園の二重在籍	他県の保育園に在籍している子どもを、母親の里帰り出産に合わせて、9月～10月の間に、当該市にある未移行幼稚園に入園させることを検討しています。 これまで、未移行幼稚園では、就園奨励費等の二重交付がないことを確認のうえ、里帰り前に利用していた園に在籍しながら、里帰り先の幼稚園に在籍していた園児がいる場合がありますが、無償化後は、どのような取扱いになるのでしょうか。	教育・保育給付第2号認定を受け、保育所での施設型給付を受けている場合は、施設等利用給付認定を取得できません(法第30条の4)。 そのため、御質問の例の場合、未移行幼稚園に係る施設等利用給付を受けることはできません。ただし、施設等利用給付の対象とならないのみであり、二重在籍はこれまでどおり可能と考えます。	新規
7-4	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	預かり保育事業の提供が「十分な水準」である場合の要件である「平日8時間以上、年間200日以上」とは、恒常的に8時間以上開所している必要があるのでしょうか。	年間200日以上とは、長期休業中・休日を含めた年間の開所日数であり、長期休業中や休日に8時間未満の開所であっても平日に8時間以上開所していれば、「十分な水準」を満たしていることになります。	新規
7-5	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	毎週第1・第3土曜日が開園日となっている幼稚園等で、土曜日は預かり保育事業を実施していませんが、月～金曜日については8時間以上(教育時間を含む。)、年間で200日以上預かり保育事業を実施している場合、この幼稚園等の利用者は認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となりますか。	幼稚園等の利用者が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となる場合の要件における「平日」は、土・日曜日、国民の休日を除く教育課程上の活動を実施している月曜日から金曜日となります。したがって、御質問のケースでは、平日に8時間以上の預かり保育事業が実施されていることから、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象となりません。	新規
7-6	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	施設としては平日8時間以上、年間200日以上の預かり保育事業を実施していますが、満3歳児のクラスのみ預かり保育事業を実施していない場合、当該クラスの園児は、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象となりますか。	幼稚園等の利用者が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となる要件については、施設としての預かり保育事業の実施状況により判断します。そのため、特定の学年のみ預かり保育事業を実施していなかったとしても、当該施設において十分な預かり保育事業の提供を行っている場合は、当該園を利用する施設等利用給付認定子ども全員が認可外保育施設等の利用料は無償化されません。	新規
7-7	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	幼稚園等の利用者が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となる要件については、毎年度見直す必要がありますか。	幼稚園等の利用者が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となる要件は、年度開始前に予定している年間計画で判断していただくことになります。このため、年間計画の変更により年度開始前の段階で見直すことが必要な場合に、市町村は幼稚園等から、例えば法第30条の3で準用する第14条第1項に基づき確認申請書の別紙(確認参考様式その3(預かり保育))を提出させることなどにより預かり保育事業の実施状況(予定)を確認するようお願いいたします。	新規
7-12	公立特別支援学校幼稚部	預かり保育事業を実施していない公立特別支援学校幼稚部の利用者が認可外保育施設等を利用した場合、その利用料は無償化の対象となりますか。	公立特別支援学校幼稚部についても、幼稚園と同様に、預かり保育事業の開設時間等が十分ではない場合や事業自体を実施していない場合、在籍園児が利用する認可外保育施設等は無償化の対象となります。この場合、公立特別支援学校幼稚部が預かり保育事業の確認申請を行わないことも想定されますが、公立特別支援学校幼稚部を利用する施設等利用給付2・3号認定者が利用する認可外保育施設等が無償化の対象となる場合があるので、市町村は公立特別支援学校幼稚部に対して、例えば国が示す確認参考様式その3(預かり保育)を提出させることなどによって預かり保育事業の実施状況を把握するようお願いいたします。	新規
7-17	公立幼稚園における法定代理受領	特定教育・保育施設の公立幼稚園では今般の無償化により条例等で規定している利用者負担額を0円とする予定ですが、同園で実施している預かり保育事業を法定代理受領とする場合も、同様に預かり保育事業の利用料を0円と定める必要がありますか。	施設等利用費は、預かり保育事業を含め、特定子ども・子育て支援に要した費用について支給されるものです。このため、公立幼稚園において預かり保育事業の施設等利用費を法定代理受領とし、利用者から利用料を徴収しない場合は、利用料を0円とするのではなく、利用料を規定しつつも、例えば施設等利用費として施設が法定代理受領する分の利用料は不徴収とすることなどを条例や規則等で定めることが必要となります。	新規

8-1	認可外保育施設の無償化の始期	認可外保育施設において、10月1日又は事業開始後、数ヶ月遅れて届出及び確認の申請がされた場合、いつから無償化の対象とすることが適当ですか。	<p>無償化の対象となる施設・事業においては、認可や確認の申請を受けた後に事業を開始するため、無償化の給付は事業開始後に効力が発生することになります。しかし、認可外保育施設については、児童福祉法上、事業開始後1月以内に届出を行うこととされているため、確認の申請も事業開始後になされる可能性があります。</p> <p>都道府県等におかれては、事業開始の相談があった際、児童福祉法に基づく届出及び子ども・子育て支援法に基づく確認の申請を早期に行うよう、助言することが適当と考えられます。そして実際に届出が出された場合、当該施設に対して、無償化に係る確認の申請を早期に行うよう助言することが適当と考えられます。</p> <p>市町村におかれては、届出が適法に行われた日(届出日)から合理的な期間(例:1週間)内に確認申請があった場合には、当該届出日を確認の申請を行った日とみなすことを基本として取り扱ってください。合理的な期間は、市町村にて適切にご判断ください。</p> <p>無償化の始期は、この確認の申請を行った日から1月遡った日と、事業開始日のうちいずれか遅い日と考えられます。これは、他の無償化の対象となる施設・事業においては、認可や確認を受けた後に事業を開始するのに対し、認可外保育施設については、児童福祉法上、事業開始後1月以内に届出を行うこととされているためです。</p>	新規
8-17	園舎のないいわゆる自然保育	園舎のないいわゆる自然保育は、認可外保育施設に該当するのですか。	<p>認可外保育施設の業務を行う上で、園舎は通常必要と考えられることから、指導監督基準においても、乳幼児の居宅(住まい)で行うベビーシッターを除き、構造設備・面積の基準や非常災害に対する措置(設備面を含む)、給食に関する設備の衛生面の基準を定め、遵守を求めており、一般的に認可外保育施設を運営する場合、園舎を有することが望ましいと考えられます。</p> <p>(例:保育室、調理室、便所があること、保育室の面積は概ね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること、概ね1歳未満の乳児の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること)</p> <p>園舎のない、いわゆる自然保育について、地域の独自の認証・認定制度等を踏まえ、都道府県等の判断で認可外保育施設の届出を受けた場合には、園舎がないことを十分考慮し、届出を受けた事業者に対し、以下の例も参考に、乳幼児に対する安全性が著しく低下しないよう、責任者の連絡先や自然保育を行う特定の場所等を確実に把握した上で、不定期に抜き打ち調査を行うなど、適切に指導していただきたいと考えております。</p> <p>例:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体の代表者(責任者)が特定され、緊急時に速やかに連絡が取れること(複数の連絡先(携帯電話番号等)があることが望ましい。) ・遊具などの保管場所が特定されているなど、保育の場所が特定できること(定期・不特定の調査、監査が可能であること) ・雨天荒天時の乳幼児の安全を確保できる対策が取られていること(近隣の建物やシェルター、園バスへの待避が可能であることなど) ・乳児や2歳未満児等を保育しない又は親が同伴していること ・園舎や園庭がないことを踏まえた安全対策が適切に講じられていること(保育従事者の加配、保育士等の有資格者の配置、安全に関する講習受講の義務づけ、安全対策マニュアル(予防対応・緊急時対応)の作成など) 	新規
10-5	子ども・子育て支援交付金	地域子ども・子育て支援事業である一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、病児保育事業について、無償化の実施に伴い子ども・子育て支援交付金における取扱が変更される点がありますか。	これらの事業を施設等利用費の対象者が利用した場合であっても、子ども・子育て支援交付金上の取扱いには変更はありません。交付金の交付申請(実績報告)において、「総事業費」「寄付金その他の収入予定額」は市町村としての支出・収入を記載する欄であるため、市町村が直接利用料を徴収している場合は、施設等利用給付を受けた利用者に係る利用料も含めて「寄付金その他の収入予定額」に計上してください。	新規
11-2	地域枠利用者の認定	企業主導型保育所の地域枠利用者について、「求職中」又は「就労予定」の保護者の認定は、どのように行うのか。	無償化の対象となる保育の必要性の認定は、現行の教育・保育給付における保育の必要性の認定と同一となります。自治体において決定している就労時間の下限等を踏まえ、認定を行ってください。	新規
11-10	増加定員施設等の無償化の取扱い	企業主導型保育施設のうち、平成28年4月以降に定員を増やした施設(増加定員施設)や、空き定員を活用し、事業実施者の従業員以外の児童の受入れを行う施設(空き定員活用施設)について、無償化の取扱いはどうなりますか。	企業主導型保育事業の運営費について、増加定員施設においては「増加した定員部分」を利用している児童分について、空き定員活用施設においては「空き定員を活用した定員部分」を利用している児童分について、助成を行っています。一方、今般、幼児教育・保育の無償化を目的として、「施設等利用給付費」を新たに創設することとしておりますが、「施設等利用給付費」については、増加定員施設及び空き定員活用施設の全ての在籍児童のうち、無償化の対象となる児童を対象に助成を行います。	新規

11-13	企業主導型保育事業における病児保育・一時預かり	企業主導型保育施設が実施する一時預かり事業のうち、「余裕活用型」を実施している場合に、その利用について無償化の対象となりますか。	企業主導型保育施設において、「一時預かり事業の実施について(平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号)」に定められている「余裕活用型」の要件を満たして事業を実施している場合には、「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」に基づき、「預かりサービス加算」の「余裕活用型」の加算の対象としているところです。 一方、一時預かり事業の設置基準等は児童福祉法施行規則第36条の35に定められていますが、同条第3号に規定する事業(「余裕活用型」の一時預かり事業)の実施場所(施設)は、「保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。)」を行う事業所」と規定されており、企業主導型保育施設は含まれておりません。 したがって、企業主導型保育施設において実施する一時預かり事業のうち、「余裕活用型」(※)については、児童福祉法上の事業には該当しませんので、都道府県知事への届出の対象外となります。また、市町村が子ども・子育て支援施設等として確認する施設の対象外となります。 なお、保育の必要性のある児童であって、企業主導型保育施設が実施する「余裕活用型」の一時預かり事業のみを利用している児童については、企業主導型保育施設が実施する通常の保育事業を利用できると考えられます。通常の保育事業の利用した場合、その利用については標準的な利用料が無償となります。 (※)企業主導型保育施設が実施している「余裕活用型」の一時預かり事業が、同条第1号に規定する事業(「一般型」の一時預かり事業)の設置基準等を満たしている場合には、「一般型」の一時預かり事業として都道府県知事への届出を行うことが可能です。また、この場合、当該事業は市町村が子ども・子育て支援施設等として確認する施設の対象となります。	新規
11-15	病児保育事業	企業主導型保育事業では、病児保育推進加算というものがあり、実施事業者には加算制度があるが、この場合の病児保育事業は、企業主導型保育事業が実施主体という事で、無償化の対象外か。	企業主導型保育事業は、法第7条第10項第4号(認可外保育施設)の対象外となっています。 一方、企業主導型保育事業が実施する病児保育事業は、地域子ども・子育て支援事業ではないが児童福祉法に基づく届出を行った病児保育として、特定子ども・子育て支援施設等の「確認」がなされていれば、法第7条第10項第7号の特定子ども・子育て支援施設等に該当します。したがって、施設等利用給付認定子どもがこの企業主導型保育事業所が行う病児保育事業を利用する場合には、当該利用に係る利用料は施設等利用料の対象となります。 なお、企業主導型保育事業の利用者は、施設等利用給付認定を受けることができないため、病児保育事業を利用した場合は、施設等利用料の対象となりません。	新規
12-11	副食費免除対象者について	公立幼稚園や公立保育所において、副食費免除対象者から一旦施設による副食費の徴収を行い、後日償還払い等により返金する手法を用いることは可能でしょうか。	運営基準第13条第4項では、同項第3号のイ・ロ・ハに掲げるものについては、認定保護者から支払いを受けることができないものとしてありますので、質問のような手法を用いることはできないものと認識しています。	新規
12-19	主食費と副食費の徴収方法	今回、教育・保育給付第2号認定の副食費の徴収額の目安として4,500円が示されましたが、これに伴い、主食費と副食費を保護者から徴収する際には、それぞれ別々に徴収しないといけなくなるのでしょうか。	4,500円は、徴収額の「設定」に際しての目安です。そのため、保護者の方から食材料費を実際に徴収する際には、主食費と副食費を別々に徴収しなければいけないというのではなく、主食費と副食費をまとめて「給食費」として徴収する形で問題ありません。	新規
12-34	副食費の徴収免除の範囲	おやつや牛乳のみなど、副食の一部を提供する私立幼稚園及び私立認定こども園(教育・保育給付第1号認定子どもに係る部分のみ)においては、副食費徴収免除加算を受けられないこととなりますが、この場合であっても、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第13条第4項第3号の規定により副食費の免除対象者に該当する利用者に対して、施設は副食費を徴収できないのでしょうか。	公定価格の副食費徴収免除加算については、利用児童の全てに副食の全てを提供する場合に加算を行うこととしており、当該加算の対象とならない副食の提供に要する費用については、保護者から徴収することが可能です。	新規
12-35	副食費の徴収免除の範囲	本市の公立幼稚園では、給食を提供しておらず弁当持参としていますが、毎日おやつと牛乳を全員に提供しています。 この場合、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第13条第4項第3号の免除対象者に該当する利用者分は徴収を免除するのでしょうか。	おやつや牛乳代は副食費に含まれますが、公立幼稚園及び公立認定こども園(教育・保育給付第1号認定子どもに係る部分のみ)においても、私立と同様の取扱いとし、弁当持参の場合はおやつ代と牛乳代を徴収することが可能です。	新規
12-36	副食費の徴収免除の範囲	これまで保育料が無償とされていた生活保護の被保護者や里親などについては、無償化後は副食費の徴収は免除されるのでしょうか。	生活保護世帯や里親委託されている子どもに係る副食費は、徴収が免除され、特定教育・保育施設を利用する場合は、副食費徴収免除加算の対象となります。 また、これらの認定子どもが未移行幼稚園を利用する場合は、補足給付事業の補助対象となります。 なお、児童養護施設入所児童に係る副食費は徴収免除には該当せず、新制度幼稚園等を利用している場合と同様に入所施設が幼稚園等へ支払うこととなります。	新規

12-43	主食費・副食費の金額の根拠	教育・保育給付第2号認定子どもの保育料にこれまで含まれていた副食費4,500円及び教育・保育給付第3号認定子どもの保育料に含まれている主食費3,000円、副食費4,500円の明確な根拠はありますか。	保育料における食材料費は、平成10年に保育料の考え方を見直した際に、当時の運営費上の食材料費を踏まえて設定されたものです。	新規
12-44	主食費の徴収金額	教育・保育給付第1号認定及び第2号認定の主食費の徴収金額について、目安は示されるのですか。	教育・保育給付第1号認定子ども及び第2号認定子どもの主食費の徴収金額については、国から目安をお示しするものではなく、各施設において実際に主食の提供に要した材料の費用を勘案してこれまでも定めていただいているものであり、今回の無償化に伴う取扱いの変更はありません。	新規
12-47	休日保育	休日保育に係る副食費については、保護者から徴収することになりますか。	今回の幼児教育・保育の無償化において、食材料費については、これまでも基本的に施設による徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたこと等を踏まえ、施設が保護者から徴収することとされました。一方で、休日保育の提供に当たって必要となる分の食材料費については、従前より、公定価格における休日保育加算の一部として公費により負担しているところであり、保護者負担の対象としていません。この取扱いについては今回の幼児教育・保育の無償化後も変更はありませんので、引き続き、保護者から徴収することはできません。なお、在籍園で平日の保育を受けない日がある休日保育利用者の在籍園における副食費の徴収額については、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、減額等の対応を行うことが考えられます。	新規
12-53	副食費徴収免除加算	教育・保育給付第1号認定子どもについて、一部の日に給食の希望制をとっていますが、希望する子ども全員に副食の全てを提供できる体制をとっている場合には、副食費徴収免除加算における「給食実施日」として計上できるのでしょうか。	副食費徴収免除加算において、給食実施日とは「利用児童の全てに副食の全てを提供する日」とし、「施設(事業所)の都合によらずに副食の一部又は全部の提供を要しない利用子どもについては副食の全てを提供しているものとみなすものとする」としているため、希望する子ども全員に副食の全てを提供できる体制をとっている日については、給食実施日として計上することが可能です。	新規
12-54	副食費徴収免除加算	教育・保育給付第1号認定子どもについて、同じ月に副食の全てを提供する日と、おやつや牛乳のみなど、副食の一部を提供する日がある施設について、ともに副食費徴収免除加算における「給食実施日」として計上できるのでしょうか。	副食費徴収免除加算において、給食実施日とは「利用児童の全てに副食の全てを提供する日」としているため、ミルク給食など副食の一部を提供する日については、給食実施日として計上することはできません。なお、給食実施日として計上されず、当該加算の対象とならない副食の提供に要する費用については、保護者から徴収することが可能です。	新規
12-65	未移行幼稚園の食材料費と保育料	新制度未移行の幼稚園の中には、保育料に給食に係る経費を含めて一体的に徴収し、消費税非課税の取扱いがなされてきた園もあるところです。施設等利用費を園が代理受領する場合、月額上限額を超える分の差額や食材料費について保護者から徴収することになります。この場合であっても、保育料が給食に係る経費を含めた一体的なものである限り、消費税の課税関係は変わりありませんか。	今回の無償化を契機に消費税の課税関係は変わりません。	新規
12-73	副食材料費の補足給付事業	特定教育・保育施設等における副食費徴収免除加算では、教育・保育給付第1号認定子どもについて、加算額の算定基礎となる給食実施日数は、「利用児童の全てに副食の全てを提供する日であり、施設の都合によらずに副食の一部又は全部の提供を要しない利用子どもについては副食の全てを提供しているものとみなす」と定義されていますが、新制度未移行幼稚園において、例えば園が提供する給食やお弁当の持参を利用者の選択に委ねている場合、給食にかかる副食費は補足給付事業の対象になりますか。	御指摘の例の場合、園が提供する給食にかかる副食費は補足給付事業の補助対象となります。	新規
12-74	副食材料費の補足給付事業	特定教育・保育施設等における副食費の徴収免除加算では、ミルク給食のみを実施している場合、加算の対象とはならないとのことですが、補足給付事業の場合は対象となりますか。	補足給付事業では、ミルク給食のみの場合でも補助対象となります。ただし、預かり保育事業において提供する牛乳やおやつは補助対象とはなりません。	新規
12-75	副食材料費の補足給付事業	新制度未移行幼稚園で月額4,500円を超える副食費を徴収している場合、補足給付事業の対象となる低所得者世帯等から差額分を徴収することは可能ですか。	可能です。	新規
12-83	子ども・子育て支援交付金	一時預かり事業や病児保育事業における食材料費の取扱いについては、無償化に伴い何か変わるのでしょうか。	今回の無償化で食材料費の取扱いを見直すのは、保育料と公定価格のみであり、地域子ども・子育て支援事業である一時預かり事業や病児保育事業に関しては、変更はありません。	新規

17-4	新制度未移行幼稚園の会計処理	新制度未移行の私立幼稚園が利用料(入園料・保育料)にかかる施設等利用費を法定代理受領した場合の会計処理はどのようにすればよいですか。	市町村から新制度未移行の私立幼稚園に利用料(入園料・保育料)にかかる施設等利用費の支給があった場合、幼稚園では一旦預り金として受け入れ、当該利用料に係る納付期限の到来に応じて大科目は「学生生徒等納付金収入」として取り扱うことを基本とし、小科目は「施設等利用給付費収入」に振り替える取り扱いになります。施設等利用費は、各施設が園則に定めた保護者に支払を求めべき利用料について、その一定額まで保護者に支給される性質であることを踏まえ、「学生生徒等納付金収入」と取り扱うものであり、「補助金収入」とすることは想定されません。	新規
17-5	新制度未移行幼稚園の会計処理	新制度未移行の幼稚園において法定代理受領を行う場合、利用料のうち、月額25,700円を超える部分については、従来どおり園が利用者から直接利用料を徴収することになりますが、従来の科目(入学金あるいは入園料、授業料あるいは保育料)で計上するということがよいですか。	お見込みのとおりです。	新規
17-6	預かり保育事業の会計処理	学校法人立の認定こども園・幼稚園等が預かり保育事業にかかる施設等利用費を法定代理受領した場合の会計処理はどのようにすればよいですか。社会福祉法人立の認定こども園等の預かり保育事業の場合はどうなりますか。	【学校法人】 学校法人立の認定こども園・幼稚園等において預かり保育事業の利用料に係る施設等利用費の法定代理受領を行う場合、これまでの預かり保育事業にかかる利用料に関する取扱いを踏まえ、大科目は「付随事業・収益事業収入」として取り扱います。 【社会福祉法人】 社会福祉法人立の認定こども園等において預かり保育事業の利用料に係る施設等利用費の法定代理受領を行う場合、大科目「保育事業収入」、中科目「その他の事業収入」、小科目「施設等利用費収入」として取り扱います。	新規
17-8	無償化後の施設型給付費等の会計処理	幼児教育・保育の無償化によって、施設型給付費等の教育・保育給付(私立保育所に係る委託費を除く。)については、保護者から徴収していた利用者負担額が零となり、その同額が公費負担の施設型給付費等になりますが、学校法人における会計処理はどのようにすればよいですか。また、社会福祉法人の場合(保育所を除く。)はどうなりますか。	【学校法人】 施設型給付費は、施設の運営に標準的に要する費用総額として設定される「公定価格」を基に算出される性質であることを踏まえ、大科目は「補助金収入」として取り扱うことが基本とし、小科目は「施設型給付費収入」として取り扱います。 ただし、今般の無償化により増額された施設型給付費は、従前まで利用者負担額として保護者から徴収していたことや、施設型給付費が法的には保護者に対する個人給付と位置付けられているものである点を重視して、所轄庁(都道府県知事)の方針のもと、大科目を「学生生徒等納付金収入」として取り扱うことも可能です。ただし、この場合でも小科目は「施設型給付費収入」とすることが必要です。 【社会福祉法人】 無償化により増額される分も従来の取扱いと同様であり、大科目「保育事業収入」とし、代理受領する施設型給付費等の種類に応じ、小科目「施設型給付費収入」等と取り扱います。	新規
19-14	概算払を行う場合の会計規則等の改正	施設等利用費を現物給付化して概算払で執行する予定ですが、市町村の会計規則や財務規則を改正する必要があるでしょうか。	地方自治体において概算払を行う場合には、地方自治法施行令第162条第6号に基づき会計規則や財務規則において概算払を行うことができる経費として、施設等利用費を位置付ける必要があります。	新規